

公益社団法人 日本天文学会  
2015年度 (2015年4月1日～2016年3月31日) 事業計画書

1. 出版物の刊行 (定款第2章第5条2項に該当する事業)

1) 欧文研究報告

第67巻2号～第68巻1号, 隔月刊A4版, 発行部数各1,100, 年間1,950ページを予定する.

2) 天文月報

第108巻5号～第109巻4号, 月刊B5版, 発行部数各3,300, 毎号64ページを予定する.

3) 年会講演予稿集

春・秋季年会の講演予稿集を計2冊, 発行部数各550を予定する.

4) ジュニアセッション予稿集

春季年会時のジュニアセッション予稿集1冊, 発行部数700を予定する.

2. 年会の開催 (定款第2章第5条1項に該当する事業)

天文学分野に関する研究活動の発表の場である年会を春季1回と秋季1回開催する.

1) 秋季年会: 2015年9月9日(水)～11日(金), 甲南大学岡本キャンパス(兵庫県神戸市, 開催地担当: 須佐 元)で行う.

ジュニアセッション(ポスターのみ), 天文教育フォーラム, 公開講演会も併せて開催する.

2) 春季年会: 首都大学東京南大沢キャンパス(東京都八王子市, 開催地担当: 政井邦昭)で行う. 開催期間は卒業式の日程との調整があるため、まだ未定. 候補日程は2016年3月9日(水)～12日(土)または3月23日(水)～25日(土)のどちらか.

ジュニアセッション, 天文教育フォーラム, 公開講演会も併せて開催する.

3. 代議員総会, 理事会, 会員全体集会, 監査 (定款第6～8章第36～57条に該当する事業)

1) 代議員総会

事業計画・予算案/事業報告・決算報告などの重要事項を議決する代議員総会を, 6月, 1月および春・秋季年会中に計4回開催する. 代議員総会は会員の投票による選挙で選任された35名の代議員(任期4年で半数の17～18名ずつ2年ごとに改選)から構成される.

2) 理事会

本会の活動に関する諸問題の報告・議決を行い、事業遂行・方針決定など組織の中心的な役割を担う。5月、12月および春・秋季年会中に計4回開催する。理事会は、15名の理事（会長、副会長2名、庶務理事2名、会計理事2名、PASJ理事、月報理事、年会実行理事、天文教育理事、年会開催地理事4名：各理事は任期2年の初年度に当たる）から構成され、監事も出席する。

### 3) 会員全体集会

本会の行っている事業、会計などについての情報を会員に広く伝えるとともに、会員相互の情報共有を図ることを目的とする会員全体集会を春・秋季年会中に計2回開催する。

### 4) 監査

2名の監事（任期3年の最終年度に当たる）が、年度初めの4月に、前年度の本会の財産状況と業務執行状況の報告（決算報告と事業報告）が適切かどうかの監査を行い、代議員総会でその結果を報告する。

## 4. 各委員会等（「日本天文学会委員会等に関する細則」、「代議員選挙施行細則」に準拠する）

本年度は19の委員会等を置き、構成メンバーにより各種活動を行う。任期2年の初年度に当たる。

- 1) 欧文研究報告編集顧問
- 2) 欧文研究報告編集委員会
- 3) 天文月報編集委員会
- 4) 年会実行委員会
- 5) 天文教育委員会
- 6) 選挙管理委員会
- 7) 林 忠四郎賞選考委員会（欧文研究報告論文賞の選考も兼ねる、加えて会長が Ex Officio として参加）
- 8) 研究奨励賞選考委員会
- 9) 天体発見賞選考委員会（天文功労賞の選考も兼ねる）
- 10) 内地留学奨学金選考委員会
- 11) 早川幸男基金選考委員会
- 12) ネットワーク委員会
- 13) 天文教材委員会
- 14) ジュニアセッション実行委員会
- 15) 男女共同参画委員会
- 16) 衛星設計コンテスト推進委員会
- 17) 推薦委員会

18) 全国同時七夕講演会実施委員会

19) キャリア支援委員会

5. 日本天文学会各賞の授与（定款第2章第5条7項に該当する事業）

1) 天体発見賞・天体発見功労賞

新星，超新星，彗星など新天体の発見者に対して天体発見賞・天体発見功労賞を授与する。

2) 日本天文学会研究奨励賞

特に顕著な研究成果を挙げた35歳以下の若手研究者（3名以内）に，研究奨励賞を授与する。

3) 日本天文学会 林 忠四郎賞

天文学の分野において，独創的にかつ分野に寄与するところの大きい研究者に対して林忠四郎賞を授与する（1件）。

4) 日本天文学会欧文研究報告論文賞

日本天文学会欧文研究報告に掲載された論文の中から，特に優れた論文の著者に対して欧文研究報告論文賞を授与する（2編以内）。

5) 日本天文学会天文功労賞

天体観測活動等によって，天文学の進歩及び普及への顕著な寄与をした者に対して授与する（長期的業績1名，短期的業績若干名）。

6. 助成制度（定款第2章第5条5, 7, 9項に該当する事業）

1) 内地留学奨学金により，主にアマチュア天文研究者が日本国内の研究機関で短期間の研究をおこなうための経費を補助する。2015年度内に選考し若干名に奨学金を支給する。

2) 早川幸男基金により，年4回の申請受付を行い，若手天文研究者の海外に於ける観測，国際共同研究，あるいは研究発表のための渡航費と滞在費の援助を行う。

3) 賛助会員会費を用いて（学術交流費），大学院生等の年会（春秋）発表者の旅費補助をする。

7. 後援事業等（定款第2章第5条8項に該当する事業）

他の学術団体などの天文関係諸企画に対して，後援・協賛などを行う。

8. 各賞への候補者の推薦（定款第2章第5条7項に該当する事業）

天文学会各賞以外の民間財団などからの，研究助成および天文学に関連した賞の推薦依頼に対して候補者を推薦する。

9. 全国同時七夕講演会の開催（定款第 2 章第 5 条 4 項に該当する事業）  
全国同時七夕講演会を開催する。
10. 衛星設計コンテスト（定款第 2 章第 5 条 5, 6 項に該当する事業）  
（一財）日本宇宙フォーラム等と共催して実行する衛星設計コンテストを推進するための活動を行う。
11. キャリア支援事業（定款第 2 章第 5 条 5 項に該当する事業）  
キャリア支援委員会を設置し、若手研究者のより安定した活動の場の開拓と確保を目指して活動を行う。
12. 事務所活動（定款第 1 章第 2 条に該当する活動）  
日本天文学会事務所（東京都三鷹市大沢，国立天文台内）において，事務長を含む常勤職員 2 名と約 10 名の短時間契約職員が，本会の事業に関する実際的な業務（会員管理業務，天文月報・欧文研究報告の編集作業，年会の準備運営事務など）を行う。
13. 代議員選挙（定款第 5 章第 29 条に該当する活動）  
2016～2019 年度の代議員を選出する代議員選挙を行う。